

令和6年度 多良木町立多良木中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

はじめに

現在、学校教育のみならず「いじめ問題」は社会全体の課題である。また、近年のインターネットの普及により、新たないじめも生じ、複雑化・潜在化している現状にある。また、いじめはどの生徒においても起こり得る可能性があり、状況によっては、生命に関わる重大な事態を引き起こす可能性さえある。

こうした中で、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ対策に取り組むことが求められている。

このため、本校においても、いじめの問題は人権に関わる重大な問題と捉える。そして、教育の根幹に人権教育を据え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識と考え方を示すとともに、具体的な手立てや対応の在り方等も加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」を基に「学校いじめ防止基本方針」を定めた。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

① 教職員の気づき

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子供の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間適切な引き継ぎを行う。

(2) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(3) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。

(4) いじめへの対処

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止をするために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(5) 家庭と地域との連携について

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所との適切な連携を図るため、平素から学校や関係機関の担当者との情報の共有体制を築くことが大切である。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内の組織（いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応のための組織）

① 学年部会（各学年部職員）

週に1回程度実施し、各クラスの生徒の情報交換を行い、学年部職員で学年部生徒の現状や今後の指導について協議を行う。

② 生徒指導部会（生徒指導主事、各学年生徒指導担当）

週に1回実施し、各学年部会から出された情報をもとに協議し、今後の指導方針をたてる。

③ ハートサポート委員会

ア 参加者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（保健主事）、各学年主任、特別支援教育コーディネーター

週1回実施し、生徒の情報交換を行う。定期的ないじめアンケート結果の報告及び取組内容の報告・連絡・相談を行い、今後の指導方針を決定する。

いじめ事案が発生した場合には、担任または部活動担当者などの関係者をいれて会議を行う。

④ 学校いじめ対策組織

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、教職員・S C・S S W等により構成される学校いじめ対策組織を設置する。（【図 学校いじめ対策組織】参照）

⑤ 情報集約担当者

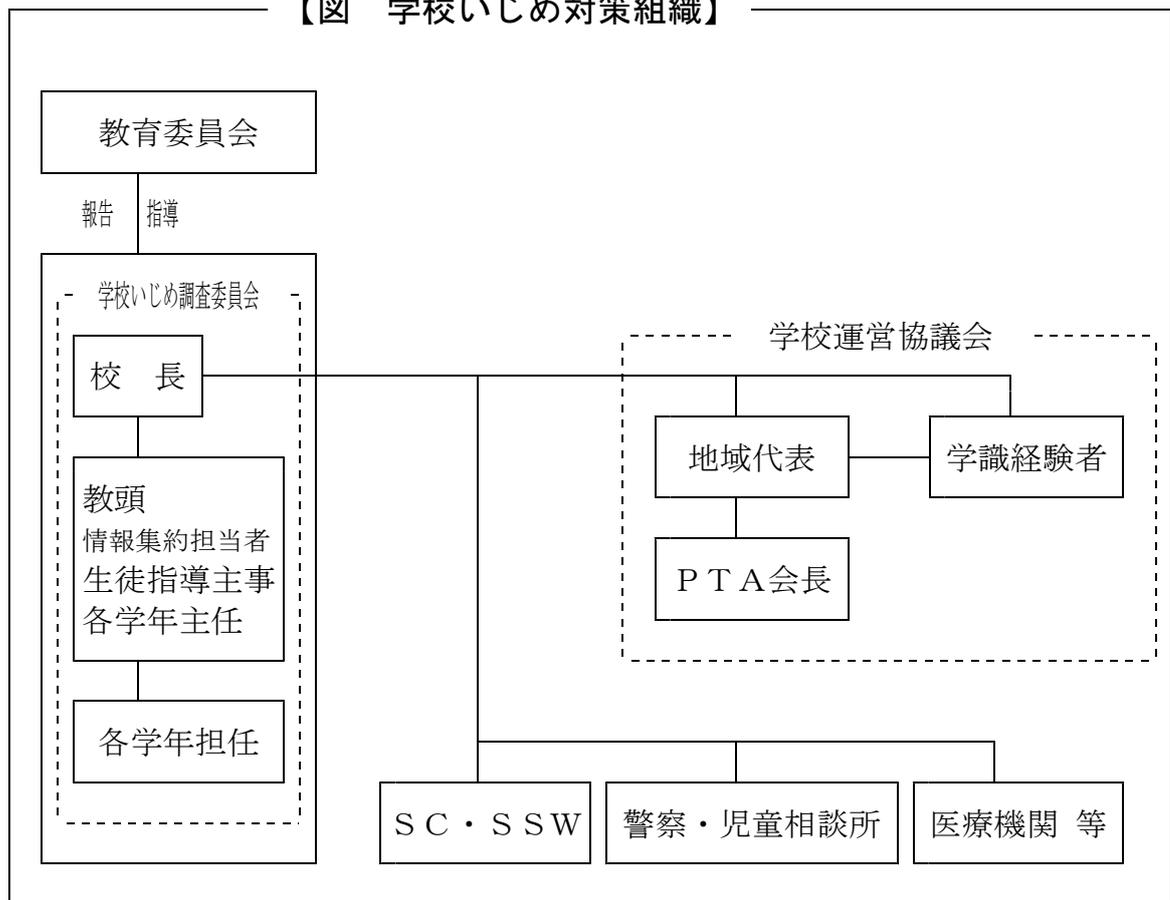
学校いじめ対策組織において情報共有と調査方法等の確認を行う役割の中心となる情報集約担当者を配置する。

⑥ 学校いじめ調査委員会

学校いじめ対策組織の下部組織として、学校いじめ調査委員会を設置する。この組織は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（【図 学校いじめ対策組織】参照）

【図 学校いじめ対策組織】



5 いじめの未然防止の取組

(1) 基本的な考え方

いじめ問題においては、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景を、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

(2) いじめ防止のための取組

普段からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、以下の①から⑧のようないじめ問題について基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学級・学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

また、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒に愛情をもち、配慮を要する子供を中心に据えた、温か

い学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子供を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒を大きく変化させることも理解しておかなければならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、全ての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒1人1人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

6 いじめの早期発見の取組

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

(2) いじめの早期発見のための取組（熊本県教育委員会発行「いじめの防止等リーフレット」の〔対応のポイント〕をもとにして）

- ① 実態把握のために、定期的なアンケートを毎月1回実施し、その内容をもとに教育相談を学期に1回実施する。
- ② 学年会及び生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。また、欠席した生徒には「愛の1・2・3運動+1」を実施する。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談などの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 保護者会等で「何かあれば担任に気軽に相談してください。」と伝える等、保護者に対して学校の相談体制及び相談窓口を広く周知する。また、保護者からの訴えは複数で対応し、訴えを否定せずいじめの疑いがあるものとして傾聴し、記録する。
- ⑤ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切な管理する。また、生徒指導主事、情報集約担当者に直ちに報告する。

7 いじめの早期解決の取組（熊本県教育委員会発行「いじめの防止等リーフレット」の〔対応のポイント〕をもとにして）

(1) 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象をみると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当該者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当該者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けた場合の対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。対応の手順及びポイントは、以下のとおりとする。

① 調査方法の確認と認知

- ア 事実確認等の調査は、生徒指導主事、情報集約担当者や教育相談担当等が中心となり、計画的かつ組織的に実施する。
- イ 生徒からの聞き取りは、性別や背景等に応じた適切な配慮を行い、原則複数名で行う。また、複数の生徒が関係する場合、聴き取った内容の整合性を確認する。
- ウ 事実確認段階では、決していじめか否かの判断や説諭等を行わない。最後まで傾聴し、主観を挟まずに客観的事実を記録することで中立性を確保する。
- エ 事実確認後は、速やかに家庭訪問等を行い、丁寧に説明する。
- オ 収集した事実は、学校いじめ調査委員会で整合性等を確認する。

② 対応方針の決定

- ア 対応方針は、学校いじめ対策組織で検討後、校長が対応方針の最終的な決定及びいじめか否かの最終的認知を法の定義に基づいて行う。
- イ 対応方針の決定後は、速やかに生徒及び保護者に説明し、解決に向けた理解と協力を得る。その際、被害生徒及びその保護者に対して「守り抜く」姿勢を示す。
- ウ 心身の苦痛を与えた行為が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇なく警察と連携し対応する。

③ 解消に向けた取組

- ア 支援・指導は、事案に応じて関係機関や専門家等の助言を得ながら、計画的組織的に実施する。
- イ 関係保護者に対しては、支援・指導の進捗状況や見通し等について適切に情報提供する。

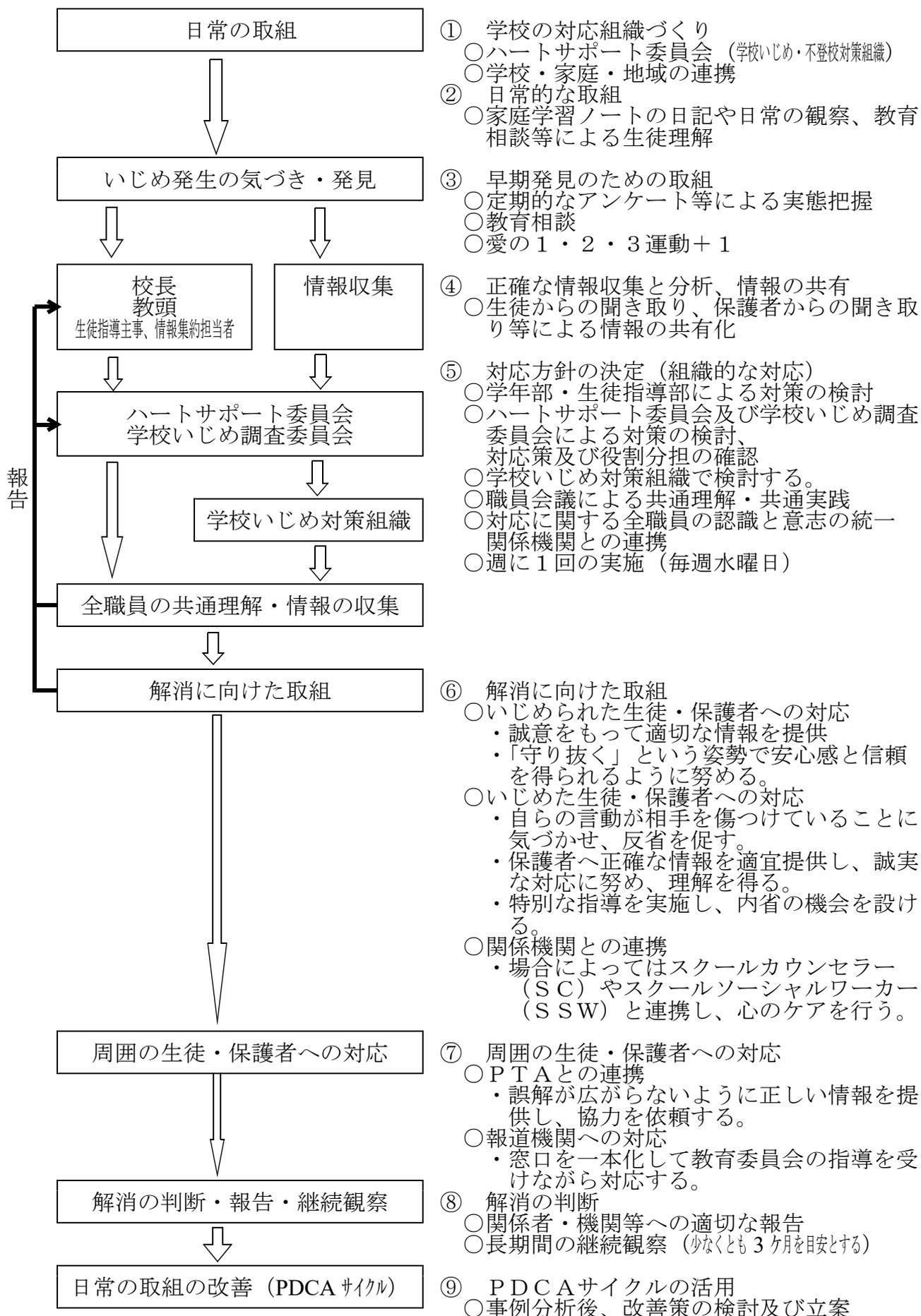
④ いじめ解消の判断

- いじめ解消の判断は、学校いじめ対策組織で総合的に検討し、校長が判断する。その際、次の条件が満たされていることに留意する。
- ア いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる。
 - イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

8 いじめの防止等のためのPDCAサイクルの確立

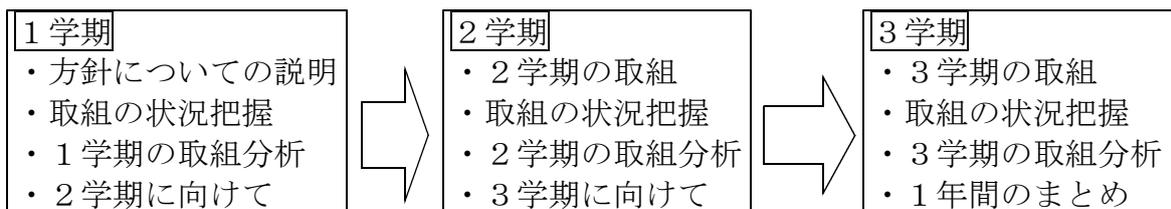
いじめの防止等のために学校が行った取組について、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（アンケートや個人面談・保護者面談の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける等、PDCAサイクルを確立していく。そのために、本基本方針をPTA会長や学校評議員にも提示し、内容検討等を行う。また、本校のホームページ掲載するとともに、年度当初のPTA総会等で保護者にも示す。

いじめ早期発見・事案対処マニュアル



9 学校いじめ防止プログラム

(1) 年間の取組について検証を行う時期



(2) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

- ① いじめ防止基本方針の説明（4 月）
- ② 生徒理解（学期に 1 回）
- ③ アンケート実施及び教育相談の実施
- ④ ハートサポート委員会（週に 1 回）

(3) いじめの未然防止、いじめの早期発見の取組年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	(未然防止の取組) 小中連絡会からの情報及び面談等から得られた情報の共有	(未然防止の取組) 前学年からの情報及び面談等から得られた情報の共有	(未然防止の取組) 前学年からの情報及び面談等から得られた情報の共有	(未然防止の取組) 生徒指導部会及び心サポート委員会により年間計画の確認及び各学年の課題の洗い出し
5 月	(早期発見の取組) 道徳教育実施 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 教育相談	(早期発見の取組) 道徳教育実施 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 教育相談	(早期発見の取組) 道徳教育実施 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 教育相談	(早期発見の取組) 道徳教育実施 生活アンケートの内容及び実施方法、教育相談計画の検討 早期発見に向けた取組
6 月	(未然防止の取組) 人権教育実施 生活アンケート実施	(未然防止の取組) 人権教育実施 生活アンケート実施	(未然防止の取組) 人権教育実施 生活アンケート実施	(未然防止の取組) 心のきずなを深める月間 生活アンケートの内容検討及び実態把握、いじめ根絶に向けた取組
7 月	命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 (未然防止・早期発見の取組) 情報モラル教育実施 1 学期の反省 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む)	命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 (未然防止・早期発見の取組) 情報モラル教育実施 1 学期の反省 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む)	命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 (未然防止・早期発見の取組) 情報モラル教育実施 1 学期の反省 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む)	命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 QUTESTの実施 (未然防止・早期発見の取組) 情報モラル教育実施 生活アンケート実態把握 (いじめ内容も含む)
8 月	(早期発見の取組) 部活動及び学習会での生徒実態把握 三者面談で得られた情報	(早期発見の取組) 部活動及び学習会での生徒実態把握 三者面談で得られた情報	(早期発見の取組) 部活動及び学習会での生徒実態把握 三者面談で得られた情報	(早期発見の取組) 部活動でのいじめの対応
9 月	(早期発見の取組) 夏期休業中の生徒の状況把握 2 学期のスタートに向けて（作文等）	(早期発見の取組) 夏期休業中の生徒の状況把握 2 学期のスタートに向けて（作文等）	(早期発見の取組) 夏期休業中の生徒の状況把握 2 学期のスタートに向けて（作文等）	(早期発見の取組) 夏期休業中の生徒の状況把握 学年・生徒指導による生徒把握

	1年	2年	3年	学校全体
10月	(未然防止の取組) 情報モラル教育実施 生活アンケート実施 体験活動	(未然防止の取組) 情報モラル教育実施 生活アンケート実施 体験活動	(未然防止の取組) 情報モラル教育実施 生活アンケート実施 体験活動	(未然防止の取組) 情報モラル教育実施 生活アンケートの内容検討及び実態把握、取組
11月	(早期発見の取組) 心のアンケート実施 教育相談実施	(早期発見の取組) 心のアンケート実施 教育相談実施	(早期発見の取組) 心のアンケート実施 教育相談実施	(早期発見の取組) 心のアンケート結果集約及び今後の検討
12月	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 命を大切にすることを育む指導プログラムの実施 2学期の反省	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 命を大切にすることを育む指導プログラムの実施 2学期の反省	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 命を大切にすることを育む指導プログラムの実施 2学期の反省	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 命を大切にすることを育む指導プログラムの実施
1月	(早期発見の取組) 冬季休業中生徒の状況把握 3学期のスタートに向けて(作文等)	(早期発見の取組) 冬季休業中生徒の状況把握 3学期のスタートに向けて(作文等)	(早期発見の取組) 冬季休業中生徒の状況把握 3学期のスタートに向けて(作文等)	(早期発見の取組) 冬季休業中の生徒の状況把握 学年・生徒指導による生徒把握
2月	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケート実施	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケート実施	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケート実施 教育相談	(未然防止の取組) 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケートの内容検討及び把握
3月	(早期発見の取組) 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 教育相談実施 1年間のまとめ	(早期発見の取組) 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 教育相談実施 1年間のまとめ	(早期発見の取組) 生活アンケート実施 (いじめ内容も含む) 1年間のまとめ	(早期発見の取組) 生活アンケートの内容及び実施方法、教育相談計画の検討 次年度に向けて、課題の洗い出し

※ 生活アンケート(いじめだけでなくさまざまな悩みも含む)は毎月毎に実施する。心のアンケート(11月県教委提出)の実施を計画的に行う。

また、生活アンケート、心のアンケート後には、気になる生徒を中心に教育相談を実施する。

※ この計画が計画通りに実施されているか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画を見直し等はハートサポート委員会で実施する。

※ 熊本県教育委員会が発行している「いじめ防止等リーフレット」に掲載されている「いじめ対応セルフチェックシート(教職員用)」も活用する。

10 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性により危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携して取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子供が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害は犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

※ トラブルの事例

- ・メールでのいじめ
- ・ブログでのいじめ、チェーンメールでのいじめ
- ・SNSから生じたいじめ
- ・動画共有サイトでのいじめ
- ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

(2) 未然防止のために

学校での決まり等の遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

ネット上でのいじめ防止に向けた取組（情報モラル教育をもとに）

① 各教科の取組

情報モラル教育を進めるために、教科「技術・家庭科」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

② 生徒・保護者向けの情報モラル教育の実施（学期に1回）

P T A総会や学期ごとの学年P T A等を利用し、情報モラル教育講演会を実施する。また、生徒向けに全校集会及び学年集会、学級の夕葉タイム等を利用し、学期に1回以上、情報モラル教育の学習を実施する。

(3) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応を子供、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

(4) ネット上のいじめへの対応について

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

② 書き込みの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や警察等、外部機関と連携して対応する。

11 重大事態への対応について（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) いじめの疑いに関する情報

- ① 学校いじめ対策組織でいじめに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ② いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告する。

(2) 重大事態の発生

① 学校の設置者に重大事故の発生を報告する。

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態になる前に

1 不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日に到達する前（欠席期間が10日を目途とする）から県教育委員会に報告・相談し、情報共有を図ること。

2 学校が、重大事態に該当するか否かの判断を行う場合は、よく県教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要。

3 不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から県教育委員会に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（既の実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う必要がある。

(3) 学校が調査主体とした場合（設置者が重大事態の調査の主体を判断）

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

① 学校いじめ調査委員会を設置

組織構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保をするように努める。

学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

② 学校いじめ調査委員会で、事実確認を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実確認を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実確認を速やかに調査する。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。これまでの学校で専攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報をたてに説明を怠ることのないようにする。得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

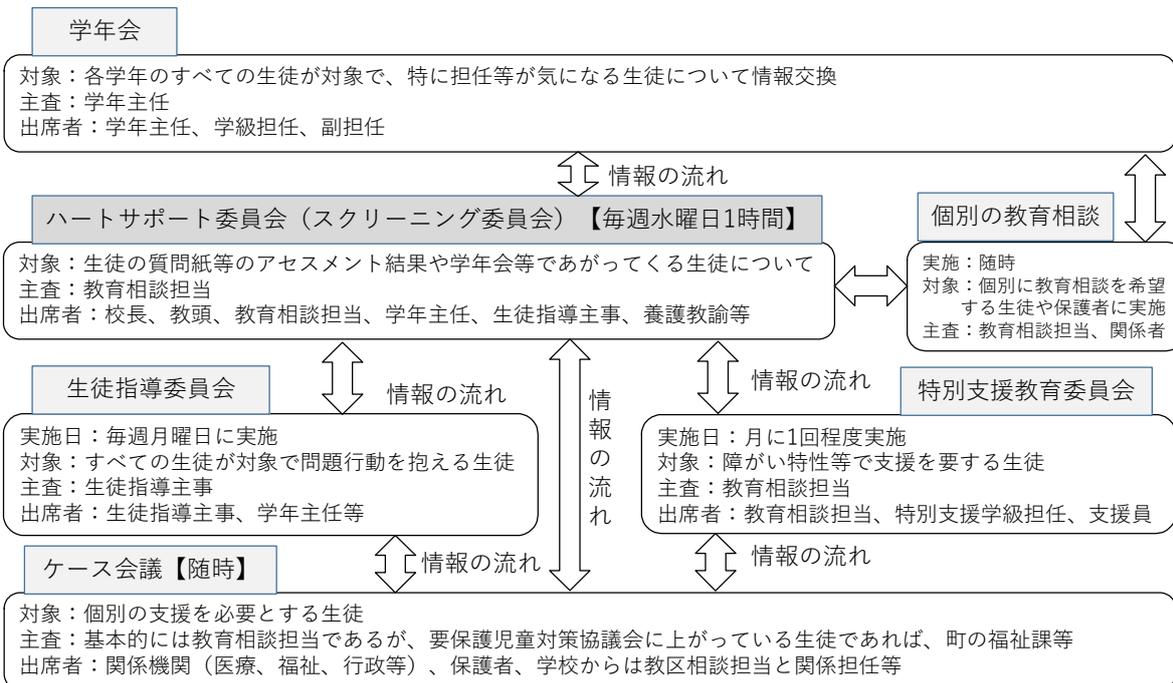
④ 調査結果を学校の設置者に報告

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

- (4) 学校の設置者が調査主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

12 教育相談について



	校内	校外
人的	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートサポート委員会 ・教育相談の実施 →担任・養護・学年主任・教育相談担当 ・支援員 ・本校のスクールカウンセラー (SC) ・教育相談の時間の確保がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動 ・コミュニティースクールの支援の方々 ・民生委員 ・町の精神保健福祉士 (PSW) ・医療機関 ・放課後等デイサービス ・町の福祉課 ・児童家庭支援センター ・県のスクールカウンセラー (SC), スクールソーシャルワーカー (SSW) ・町の保健師
物的	<ul style="list-style-type: none"> ・教室が多い ・パーティションが多い ・電子黒板がある ・拡大器がある ・iPadがある ・授業マニュアルが構築されている ・教室掲示の統一が図られている ・一人一台タブレットを持っている ・定期的な生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特別支援学校 ・児童相談所 ・教育事務所 ・児童家庭支援センター ・子ども医療は高校まで無料 ・障害児入所施設 (福祉型) ・R5年度は移転する (特別支援学校と同位置)

令和5年4月1日改訂
令和6年4月5日改訂